

個人情報保護に関する法律に基づく開示請求手数料に関する細則

平成 17 年 3 月 29 日独信基(101)平成 16 年第 951 号
改正 平成 27 年 12 月 7 日独信基(503)平成 27 年度第 29 号
改正 令和 4 年 3 月 30 日独信基 503 令和 3 年度第 30 号

(趣旨)

第 1 条 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 89 条第 3 項の規定に基づく開示請求に係る手数料に関しては、この細則に定めるところによる。

(開示請求手数料)

第 2 条 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）は、開示請求に係る保有個人情報（個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）が記録された法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。）第 2 条第 2 項に規定する法人文書をいう。以下同じ。） 1 件につき 300 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定個人情報（独立行政法人農林漁業信用基金特定個人情報取扱規程第 2 条第 4 号に規定する特定個人情報をいう。）が記録された法人文書の開示請求の場合であって、開示請求を行う者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求手数料を免除することができるものとする。

(複数文書に係る取扱い)

第 3 条 開示請求者が一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を 1 通の開示請求書で行う場合には、第 2 条の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなす。

(手数料の納付方法)

第 4 条 開示請求手数料の納付方法は、次の各号により開示請求者が選択するものとする

- (1) 現金（個人情報保護窓口において納付される場合に限る。）
- (2) 郵便為替（定額小為替）
- (3) 郵便為替（普通為替）

(郵送による写しの交付)

第5条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者が保有個人情報の記録された法人文書の写しの送付を求める場合には、送付に必要な郵送料の納付を求める。この場合において、当該郵送料の納付は、郵便切手によるものとする。

(手数料の返還)

第6条 納付された手数料については、当該手数料の対象とする事務の受付を終えていない場合及び過誤納の場合を除き、原則として返還しない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。